市区長会からの提言について

都市内分権に関する提言書

平素から、鷲澤長野市長には長野市民の福祉向上のための市政運営に邁進いただき、深く感謝申し上げます。

さて、当会も昭和46年に連合会組織として結成され、以来三十余年にわたり住民の福祉向上を目的として様々な行政連絡などに尽力してまいりました。このような中で新たな仕組みとしての「都市内分権」が提案され、現在実現に向けた取り組みがなされておりますが、平成21年度中が設立目途である「住民自治協議会」は地域を代表する組織としての機能発現を掲げていることから、以って当会の役割は協議会に須らく移行され、歴史的に使命も終結するものと思料しております。しかしながら、協議会の設立については当会が主体として推進すべきであることもまた自認しております。

然るに、限られた期間内に滞りなく設立するためには、市の充分な支援が必要であり、 着実かつ円滑に協議会の設立が進むよう、下記の事項につきまして重ねてご提言を申し上 げます。

平成18年12月5日

長野市区長会会長 齊藤忠二

提言-1 住民自治協議会の設立を地域主導で進めることに異論はないが、新たな仕組 みであることから、将来的に真に実効ある組織となるよう現在の連絡所及び要望のあ る支所等への支援職員の早期配置について再考をいただきたい。

(12/5 市長回答要旨)

支援について考えないわけではないが、早い時期で実施することは官主導となることが 懸念される。事務局的な職員は必要かと考えているので、進捗度合いや必要性を見ながら 配置を考えていく。

(2/21 市区長会常任理事会 回答要旨 [当面の方針])

支所への職員配置につきましては、職員削減を進める中で、実効性ある適材適所の職員配置が今まで以上に求められております。支所へは意欲的な職員を優先配置しながら、市役所全体の配置計画の中で支援職員の配置を考えてまいります。

また、その他の方法による住民自治協議会の設立準備段階における人的な支援につきましては、支所長等の地区活動支援担当が地区居住の職員に呼び掛ける形で、意欲ある職員による支援を行いたいと考えております。

なお、市職員によるボランティア制度の「職員サポートチーム」につきましては、制度の趣旨であります住民活動の側面的支援に鑑み、現行どおり住民自治協議会が設立された後に編成してまいります。

提言-2 住民自治協議会の設立のために地域住民が自由に使用できる活動拠点は不可欠であり、要望のある地区に対しては上記の人的支援を含め設立に向けた準備段階からの確保をいただきたい。

(12/5 市長回答要旨)

先に場所ありき、という考えではなく、公民館等を利用していただき、地区の活動が進んでいく過程の中で、実態としてどうしても足りないということであれば考えていかなくてはならない。

(2/21 市区長会常任理事会 回答要旨 [当面の方針])

支所等や市立公民館の施設規模は地区により異なりますが、住民自治協議会の活動拠点は事務室程度を確保することを基本とし、会議や総会などは公民館施設を利用していただくことを前提としています。現在、庁内の関係課により、既存施設内への設置を目指して支所・連絡所、市立公民館、その他施設の順に設置の可能性を検討していますので、いずれ設置案について各地区において協議させていただきたいと考えております。

提言-3 「ずくだし支援事業交付金」の運用には2割の地元負担が伴うが、多くの地区が係る財源を賄える状況にはないために交付金制度設立自体の意義が失われかねない。また、交付金も少額である上、事業についても一定の制限があるなど地域の考えとの隔たりが顕在化している。地域のやる気を醸成していくためにも一定期間に限り交付金の増額と運用の弾力化の方策を検討いただきたい。

(12/5 市長回答要旨)

「ずくだし支援事業交付金」の運用は、「他の補助金と重複ができないこと」「新たた事業でなければ対象とならないこと」などの制約がある。住民自治協議会で実施する事業によっては、他の補助制度と「ずくだし支援事業交付金」の対象事業が重複するため、各補助制度の目的を明確化し、限られた補助金を有効に活用されるために必要な措置である。

要望の「ずくだし支援事業交付金」の増額は、現状では一挙には難しい。市では、各種団体の整理・統廃合などの見直しに併せ、平成21年度を目途に「ずくだし支援事業交付金」や各種団体に対する補助金を統合し、住民自治協議会に一括して交付するとともに、一括交付する補助金の使途についても地区の皆様に決めていただきたいと考えている。

(2/21 市区長会常任理事会 回答要旨 [当面の方針])

厳しい財政状況下では、現状の「ずくだし支援事業交付金」制度や予算規模を維持していかざるを得ない状況です。なお、既存事業や他の補助制度と重複する事業につきましては、地域の要望に応じて「ずくだし支援事業交付金」の対象となるよう庁内で調整を図ってまいります。

また、交付の際の 80/100 の概算払いについては、要綱を改正し、住民自治協議会 σ 設立後 3 年間に限り、全額を概算払いできることとしてまいります。

提言-4 役員のなり手不足に対する地域での人材発掘は喫緊の課題であり、住民自治協議会の設立にあたっては社会教育の一環として市立はもとより地域公民館との連携を進めていくことが必要と考えるので、部局間の調整を進めていただくよう要望する。また、住民自治協議会の機能強化のためにはこれら公民館との一体化が望ましいと考えられることから前向きにご検討いただきたい。

(12/5 市長回答要旨)

公民館については、住民自治協議会が指定管理者として管理運営することについて 検討していきたい。支所の所属下に公民館を置くなど一体化することは、社会教育法 上難しいが、地域公民館が、住民自治協議会の中に団体として入っていただくことに ついては問題ないと思う。

(2/21 市区長会常任理事会 回答要旨 [当面の方針])

地域の人材の発掘、育成は今後の地域活動に不可欠であることから、住民自治協議会の設立や活動に当たり、教育委員会との調整や連携を深めてまいります。

なお、市立公民館の指定管理者制度の導入については、当面は直営としているところでありますが、住民自治協議会の設立の動きが高まっていく状況を踏まえて、今後、指定管理者制度実施に向けた具体的内容や住民自治協議会が指定管理者としていくことについて検討してまいります。

提言-5 各種団体については地区での役員負担軽減を視野に、必要性等を十分検証する中で統廃合を含めた見直しを進めるとともに、当該団体への補助金等については早期に住民自治協議会の活動費としての一括交付をご検討いただきたい。

(12/5 市長回答要旨)

基本的には、いただいた要望のとおり一括交付という方向で考えている。なお、整理統廃合された地区から、逐次団体補助金を交付していくのか、市として整理・統廃合が整った状態となってから交付するのか、については、住民自治協議会の早めの設立への誘因となろうかとも思うが、検討させていただく。

(2/21 市区長会常任理事会 回答要旨 [当面の方針])

各種団体及び補助金の見直しについては、庁内で都市内分権を推進するための専門部会を組織し検討を進めておりますが、まずは現在の各種団体への依頼事務の見直しを進め、役員の皆様の負担軽減を検討していくものです。その後、各団体の活動の類型化や住民自治協議会の活動との関わりを十分踏まえての検討を行うため、時間を要するのでご理解をいただきたい。なお、補助金の見直しと一括交付についても併せて検討を進めてまいります。

提言-6 財政厳しき折聖域なき経費削減という話を耳にするが、協議会の設立にあたって区長会の果たすべき役割は重いと考えている中で、区長の「やる気」意識の減退を招きかねない危惧もあることから、当会に関連する交付金等については特段のご配意をお願いしたい。

(12/5 市長回答要旨)

小さい区では運営費の確保が難しい状況もあろうかと思う。要望の方向で考えたいと思うが、予算編成の中で総合的に考えていかなくてはならない。

(2/21 市区長会常任理事会 回答要旨)

新年度の予算編成においては、区長及び区長会による活動の重要性に鑑み、現在の交付金等については現状を維持していくことといたしました。3月の市議会定例会に予算案を提出し、議決を得て予算を確定してまいります。